

❖ 土木センター等の業務について

土木センター等では、道路【国道(※3号、57号、208号を除く)、県道、市道】、河川、公園の新設改良及び維持管理、境界確認や占用許可、用地取得など、これまで本庁で行ってきた業務もあわせて実施します。

●土木センター

- 総務課 (道路等の証明、境界立会、寄付、私道整備補助、占用・使用許可、ボランティア等)
- 工務課 (道路等の整備)
- 維持課 (道路等の維持管理、施工承認)
- 河川公園整備課 (河川・公園等の整備、公園愛護会)
- 用地課 (公共事業の施行に必要な土地等の取得及び損失補償)
- 河内分室 (西部) (河内地区の市道等の整備、境界立会等)
- 城南地域整備室 (旧建設課) (西部)
- 富合地域整備室 (旧建設課) (西部)
- 植木地域整備室 (旧建設課) (北部)
- (富合・城南・植木地区の市道等の整備、占用・使用の許可、境界立会等、私道整備補助等)

本庁・土木センター等で取り扱う主な業務

主な取り扱い業務	手続き	本庁	土木センター
特殊車両通行許可に関する事	申請	土木管理課	
放置自転車の撤去、指導、相談に関する事	申請、相談、届出	土木管理課 自転車対策室	
雨水浸透枡設置補助に関する事	申請	河川公園課	
道路等の証明に関する事(※1)	交付		○
地籍調査の成果に関する事(※2)	交付・閲覧		○
道路、河川、公園等の境界立会、寄付に関する事(※1)	申請、交付・閲覧		○
道路、河川、公園等の占用・使用の許可、施行承認に関する事(※1)(※3)	申請		○
私道整備補助に関する事	申請		○
道路、河川、公園等のボランティアに関する事	申請		○
道路、河川、公園等の整備に関する事(※1)	要望		○
公園愛護会に関する事	申請、相談、届出		○

★土木に関する要望、相談は、区役所のまちづくり推進課でも受け付けます。

(※1) 植木・富合・城南地区の市道に関する事は、これまでと同様に各地域整備室(旧建設課)にて行います。

(※2) 植木・富合・城南地区の地籍調査成果の閲覧・交付は、各地域整備室(旧建設課)でも行います。

(※3) 道路、河川、公園等の占用・使用の許可及び施工承認については、ご家庭や会社のパソコンからでもインターネットを通じて申請(電子申請)を行うことができます。

【電子申請イメージ図】

